

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

・水害

国直轄河川の小貝川、県管理河川の桜川は、それぞれ水防法に基づく洪水予報を行う河川に指定されており、洪水浸水想定区域が指定されている。

小貝川洪水浸水想定区域は、利根川水系小貝川の流域に 72 時間総雨量 778 mm による外水氾濫の想定で、小貝川沿いの低地で、最大約 5m の浸水が想定されている。

また、桜川洪水浸水想定区域は、利根川水系桜川の流域に 48 時間総雨量で 746 mm ピーク時の 1 時間で 77 mm による外水氾濫の想定で、桜川沿いの低地で最大約 5m の浸水が想定されている。

・土砂災害

つくば市域において、土砂災害に関する法的規制区域の現状は以下のとおりである。

なお、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所の一部は、土砂災害警戒区域に指定され、さらにその中の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されている。

区分	指定箇所数	分布概況
急傾斜地崩壊危険区域	2 区域	谷田部地区の小貝川・谷田川岸に面した段丘崖
急傾斜地崩壊危険箇所	61 箇所	筑波地区の麓斜面、荃崎地区の西谷田川・谷田川岸に面した段丘崖
土石流危険渓流	15 箇所	筑波地区の麓斜面
地すべり危険箇所	指定なし	—
砂防指定地	23 箇所	筑波地区の麓斜面
宅地造成工事規制区域	指定なし	—
崩壊土砂流出危険地区	12 箇所	筑波地区の麓斜面
山腹崩壊危険地区	10 箇所	筑波地区の麓斜面
地すべり危険地区	2 箇所	筑波地区の麓斜面

(茨城県地域防災計画)

・地震

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、つくば市内においては震度 6 弱を観測した。

茨城県地震被害調査報告書（平成 30 年 12 月）では、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある 7 つの想定地震を設定しており、つくば市の震度は下表のとおり想定されている。

茨城県地震被害想定における想定地震と本市の震度

想定地震	想定規模	つくば市の震度
①茨城県南部の地震	Mw7.3	6強
②茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	6強
③F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	4
④棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	5弱
⑤太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	6弱
⑥太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	6弱
⑦茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	6強

出典：「茨城県地震被害想定調査詳細報告書（平成30年12月）」を加筆修正

・竜巻

竜巻など激しい突風については、発生頻度は少ないものの、平成24年5月に発生した竜巻による被害が大きい。

・感染症

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

また、新型コロナウイルス感染症のようにほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 8,285人
- ・小規模事業者数 5,126人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	建設業	991	936	市内に広く分散している
	製造業	392	303	工業団地に多く立地している
	運輸・郵便業	169	116	市内に広く分散している
	卸売業・小売業	2,281	1,264	市中心部に多く立地している
	金融・保険業	138	111	市内に広く分散している
	不動産・物品賃貸業	456	442	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	999	427	市内に広く分散している
	サービス業	2,859	1,527	市内に広く分散している

（平成28年経済センサス 活動調査）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- 地域防災計画策定、地区防災計画策定、防災訓練の実施
- 防災備蓄品の備蓄
- 災害時の医療救護についての協定締結
- 災害時における相互応援協定締結
- 災害時における情報収集の協力に関する覚書締結
- 災害救援に必要な物資の調達に関する協定書締結
- 災害時の応急対策活動に関する協定書締結
- 災害時の緊急救援物資輸送に関する協定書締結
- つくば市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- つくば市新型インフルエンザ等対策行動マニュアルの策定
- 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金等）

2) 当会の取組

(自然災害)

○事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）に関する国の施策の周知

- 中小企業庁作成の小冊子やパンフレットを配布し、施策内容の周知を図っている。

○防災意識の啓蒙

- 市が作成したハザードマップや防災ガイドマップを掲示し、防災についての意識向上を図っている。

○防災訓練への参加及び協力

- 発災時の対応について、市が実施する防災訓練等に参加している。

(感染症)

○相談窓口の設置

- 資金調達や持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行っている。

○個別融資相談会

- 感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫とともに個別融資相談会を開催している。

○事業者への影響調査

- 会員事業所を対象に、感染症によりどのような影響を受けているかについてアンケート調査を実施。

○飲食店応援事業の実施

- 青年部の主催により、来店客減少やイベント中止といった需要の急減により影響を受ける飲食店など対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたテイクアウトイベントを開催。

II 課題

(商工会の課題)

- つくば市との協力体制や、具体的な発災時の対応マニュアルが整備されていない。
- 緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいないため、危機管理に関する情報収集力や防災意識も低く、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- 事業計画策定支援や販路開拓支援を中心に行っているため、BCPに関する支援の比重が低く支援のスキルが不十分で策定支援の体制が整っていない。
- 感染症対策においては、地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性などの周知が不足している。
- 感染症リスクを考慮したオンラインシステム（遠隔会議、テレワーク等）の仕組みが確立されていない。

(事業者の課題)

- 小規模な事業者が多く、BCPへの関心や取組む意識が低いため事業者BCPの策定が進んでおらず、防災・減災・復旧の対策が不十分である。
- 感染症拡大による一斉休業や営業停止のリスクに対応した体制が構築されていない。

III 目標

- 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促し、事前対策の必要性を周知すると共に計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 7件/年
- 発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会と市との被害情報報告ルートを構築し、連絡体制を整備する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を構築する。
- 感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。
- 事務所内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに対応できる体制を構築する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

○多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

○市と協定書を結び、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

○巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

○会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

○小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。

➢小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー（年1回開催）

➢小規模事業者を対象とした専門家派遣・個別相談会（随時）

○新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

○損害保険会社等と連携し、普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等を実施する。

○感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

○関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼，セミナー等の共催。

4) フォローアップ

○小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

○事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

○（仮称）つくば市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会，当市）を開催し，状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

○自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し，当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

○発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否，大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

○当会と当市との間で，被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は，出勤をせず，職員自身がまず安全確保をし，警報解除後に出勤する。等。

○職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

○大まかな被害状況を確認し，3日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査

	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物 の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	③経営課題把握
ほぼ被害は ない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 カ月	1 週間に 2 回共有する
1 カ月以降	1 週間に 1 回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

○発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

○市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

○商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

○市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1 週間に 1 回共有する
国内発生早期	1 週間に 1 回共有する
国内感染期	2 日に 1 回共有する
国内感染拡大期	1 日に 1 回共有する

4) 被害情報の報告

○市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

○自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

○二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

○茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

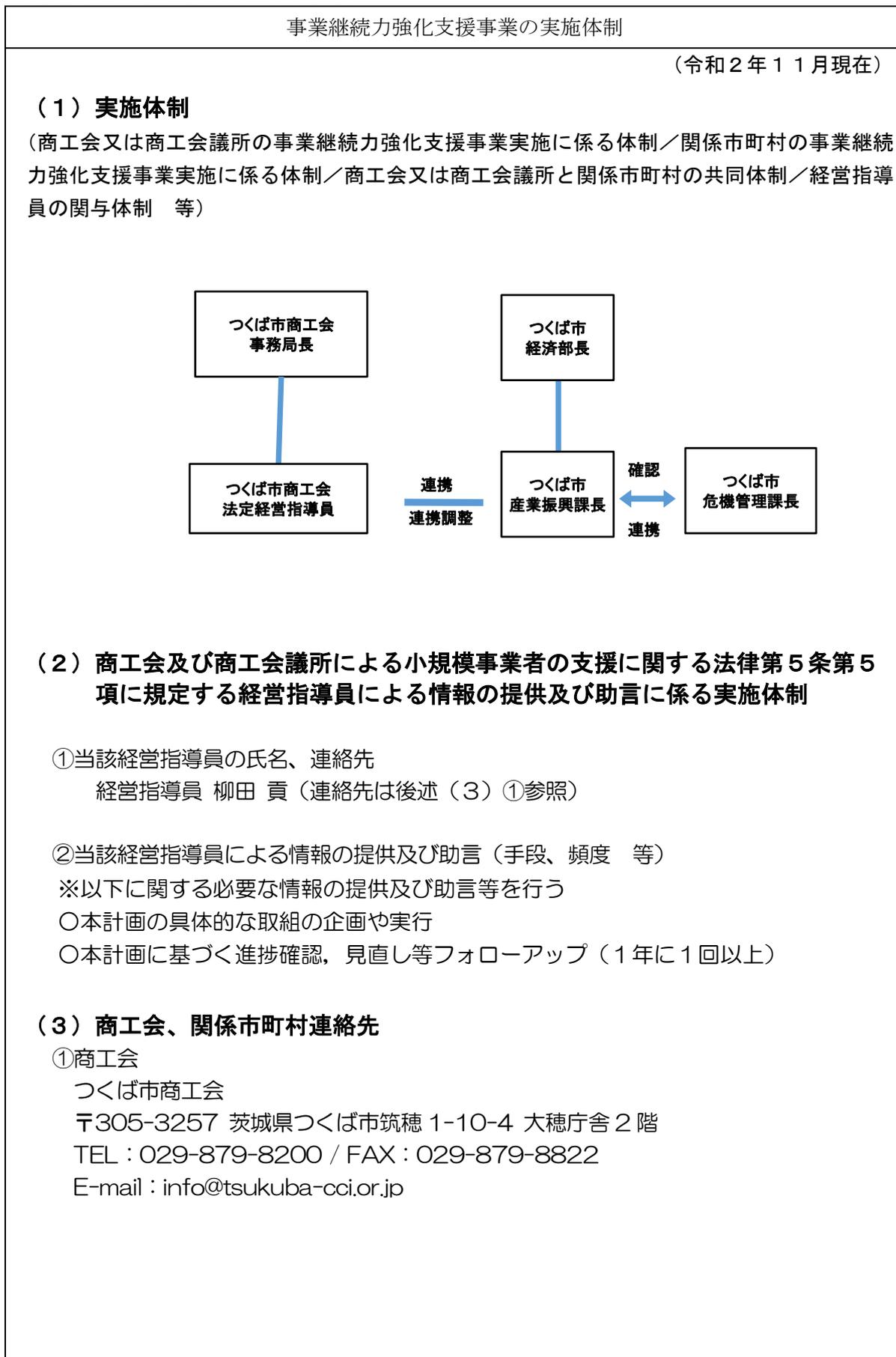
○被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

つくば市役所 経済部産業振興課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL : 029-883-1111 / FAX : 029-868-7616

E-mail : eco053@city.tsukuba.lg.jp

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、つくば市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等